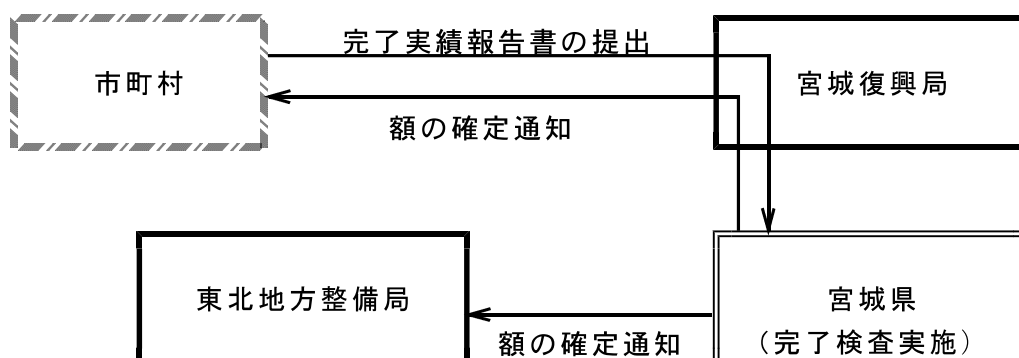


復興交付金の完了実績報告について

東日本大震災復興交付金基金交付要綱（国土交通省）附属第Ⅰ編 東日本大震災復興交付金基金事業実施要領 第11条により復興交付金事業が完了した場合は、完了実績報告書の提出が必要となります。

完了実績報告書は、附属第Ⅲ編第2章第2条2項により、原則として「ある年度の事業計画における全ての要素事業が完了した場合」の完了した日から1ヶ月経過又は完了した日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出することになっています。ただし、特にやむを得ない事由があるものについては6月30日までに提出すればよいことになっています。また、原則は事業計画における全ての要素事業が完了する場合に提出することになりますが、後年度に検査業務が集中することや現状状況の変化等を考慮し、完了した要素事業毎に提出できることとしています。なお、完了した要素事業毎に提出する場合は、復興局を経由せず、県に直接提出することになります。



【提出書類】

- ・完了実績報告書 様式1
- ・完了実績総括表 様式2
- ・完了事業箇所別精算額表 様式3
- ・完了箇所図 様式4
- ・最終年度取崩実績確認表 様式5（※復興交付金事業計画の最終年度に提出）
- ・契約書
- ・完了復命書
- ・支払命令書
- ・主体附帯工事費や特例加算等交付金対象事業費を整理したもの
- ・図面
- ・工事費内訳書

※図面及び工事費内訳書については、「主体附帯工事費算定資料作成に係るルール」に基づき作成願います。